

ACP推進事業実施要綱

令和2年5月15日2福保医政第96号

第1 目的

本事業は、都民が希望する医療・ケアを受けることができるよう、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関する都民への普及啓発と医療・介護関係者に対する実践力の向上のための研修等を実施することで、住み慣れた暮らしの場における看取り支援の充実を図ることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都とする。ただし、東京都は、事業実施に当たり、普及啓発媒体作成業務及び研修運営業務を委託することができるものとする。

第3 事業内容

実施する事業は、次に掲げるものとする。

1 都民に対する普及啓発

将来に備え、自身の大切にしていることや望み、もしもの時に希望する医療・ケアについて自分自身で考え、家族や医療介護関係者と繰り返し話し合うことの重要性等を盛り込んだ普及啓発媒体を作成し、普及啓発に取り組む。

2 医療・介護関係者向け研修の実施

ACPに関する理解を深めるとともに、実際の事例等を通じて各職種の役割や、各現場での取組など具体的な実践方法を学ぶ研修を実施する。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。